

議案第 121 号

松阪市地域集会所条例の一部改正について

松阪市地域集会所条例（平成 17 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 11 月 26 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市地域集会所条例の一部を改正する条例

松阪市地域集会所条例（平成 17 年松阪市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表乙栗子集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。